

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称
令和2年度第1回佐伯市景観審議会
- 2 開催日時
令和2年6月10日(水)14時00分から16時00分まで
- 3 開催場所
所在地 佐伯市中村南町1番1号
会場名 佐伯市役所 本庁舎6階 大会議室
- 4 出席者
委員10人(全委員数10人)
会長 佐藤 誠治 副会長 北口 芳康
委員 姫野 由香、岩佐 礼子、北村 扶佐枝、佐藤 巧、曾根田 敏治、染矢 庄
治、戸高 秀世、河野 晴至(代理者:城谷 淳一)
- 5 公開、非公開の別
公開
- 6 傍聴人数
3人
- 7 議題及び結果
 - (1) 佐伯市景観計画及び佐伯市景観条例について
(結果) 事務局が、佐伯市景観計画及び佐伯市景観条例の目的及び内容について説明を行った。
 - (2) 佐伯市景観審議会及び佐伯市景観デザイン審査会の役割について
(結果) 事務局が、佐伯市景観審議会及び佐伯市景観デザイン審査会の組織の設置目的、所掌事務及び委員任期について説明を行った。
 - (3) 佐伯市景観形成促進事業について
(結果) 良好な景観の形成を図るため、景観形成に寄与すると認められる建築物等の修景又は保存行為に係る費用の一部補助を行う事業の案について事務局から説明を行った。
- 8 審議の内容
事務局から委員に対して上記3項目の説明し、質疑応答を行った。3点目の佐伯市景観形成促進事業の内容について各委員からの意見を踏まえて再考し、令和2年7月の補助制度制定を図る旨の承認を得た。
- 9 会議の資料名一覧
 - (1) 佐伯市景観計画及び佐伯市景観計画概要版
 - (2) 佐伯市景観条例
 - (3) 佐伯市景観条例施行規則
 - (4) 景観法

- (5) 佐伯市景観審議会及び佐伯市景観デザイン審査会の設置目的と役割について
- (6) 佐伯市景観形成促進事業補助金交付要綱（案）

10 問合せ先

担当課 建設部都市計画課計画・区画整理係

電話番号 0972 - 22 - 3114 内線 416